



労基署便り

令和3年度 No.7

大河原労働基準監督署



◎ 令和3年労働災害発生状況（1～9月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R2	R3	前年比	R2	R3	前年比
製造業 計	42 (1)	33	-9	320 (5)	331 (1)	11
食料品製造業	11	13	2	135 (2)	142 (1)	7
機械金属製造業	11 (1)	8	-3	84 (3)	90	6
建設業 計	12	26	14	196	226 (3)	30
土木工事業	3	11	8	58	78 (2)	20
建築工事業	6	10	4	108	111 (1)	3
その他の建設	3	5	2	30	37	7
運輸交通業 計	7	10	3	227 (1)	304 (2)	77
陸上貨物運送業	9	12	3	213 (1)	278 (2)	65
商業	18	16 (1)	-2	263	326 (2)	63
社会福祉施設	9	9	—	139	256	117
全産業	115 (3)	136 (1)	21	1553 (10)	2011 (8)	458

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

労働災害が増加しています。災害防止対策を徹底願います。

上記の統計表のとおり、休業4日以上之死傷災害は昨年に比較して大幅な増加となっています。

大河原署管内の傾向としては、特に、**50歳以上**の被災者が54.5%と**過半数**を占めていることや事故の型では、多い順から「**転倒**」、「**墜落・転落**」、「**挟まれ・巻き込まれ**」となっています。また、休業1か月以上の重篤な災害が49.9%を占め、経験年数10年以上の被災者が39.7%、1年未満の被災者が25.7%などとなっています。

業種別では、増加が著しい**建設業**では、**50歳以上**の被災者が**65.4%**と多く、事故の型では、多い順から「**墜落・転落**」、「**転倒**」、「**切れ・こすれ**」となっています。また、休業1か月以上の重篤な災害が58.3%を占め、経験年数10年以上の被災者が72.0%、1年未満の被災者が16.0%などとなっています。

このほか、**運輸交通業**では墜落・転落が多く発生しています。トラックだけでなく、フォークリフトやはしごなどからの墜落も発生していますのでご注意ください。

当署管内で最も従事労働者が多い**製造業**では、通路や階段での転倒災害、機械やフォークリフトに接触して挟まれたり巻き込まれたりする災害が多く発生しています。

以上から、以下の事項について、現行の対策が十分か確認し、必要な改善を図る必要があると思われます。

1 高年齢労働者の労働災害防止

エイジフレンドリーガイドライン（厚生労働省ホームページにあります。）を導入するなどにより、高齢者に配慮した職場づくりを進める。

2 どの業種にもほぼ共通して発生している転倒災害の防止

今後、冬季に向かい路面の凍結、積雪、日照時間が短くなるなどにより転倒リスクが高まるので、安全な通路の確保等を徹底する。（「STOP！転倒災害プロジェクト」実施中、詳細は厚労省HP）

3 各業種ごとに特徴的な災害の防止

例として、建設業の三大災害（墜落、重機等、土砂崩壊）、製造業の機械による災害、介護の腰痛、飲食店の包丁による切創や火傷などの防止を徹底する。

11月は「過労死等防止啓発月間」及び「過重労働解消キャンペーン月間」です

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働の解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

<この月間を契機に以下の措置に取り組みましょう。>

過重労働による健康障害を防止するために講ずべき措置

- 1 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。
- 2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
- 3 労働者の健康管理にかかる措置を徹底しましょう。

賃金不払残業（サービス残業）を解消するために講ずべき措置

- 1 職場風土を改革しましょう。
- 2 適正に労働時間の管理を行うシステムを整備しましょう。
- 3 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。



<期間中、労働局や監督署では次の取組を行います。>

- 1 労使の主体的な取組を促します。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。（企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。）
- 3 重点監督を実施します。（過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に監督指導を行います。）
- 4 「特別労働相談」を実施します。

<過重労働解消のためのセミナーを開催します>

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（参加無料。詳細はホームページをご覧ください。） [専用ホームページ]<https://kajyu-kaisyuu-lec.com>

11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です

大企業・親企業による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。大企業等と下請等中小事業者は**共存共栄！**適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などは行わないようにしましょう。

また、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うにあたって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親企業による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。